

V 地域情報化施策

【施策体系】

基本的方向性	施策の方向性	具体的な事業検討の方向性
1. 誰もが情報化の恩恵を享受できる情報化推進基盤の整備	(1) 情報通信基盤の充実	全ての市民がICTの利活用による恩恵を享受できるよう、官民一体となって市内全域へのブロードバンド整備に努めるほか、小中学校のネットワーク基盤整備、公共情報端末の設置などにより、地域格差のない安定した情報通信基盤の整備を推進します。
	(2) 情報化社会への対応能力の向上	全ての市民がICTの利活用による恩恵を享受できるよう、高齢者や障害者を対象としたICT講習会の実施支援や小中学校におけるコンピュータ教育の推進などにより、市民間の情報格差の解消を推進します。
2. 電子市役所の推進による便利さを実感できる市民サービスの実現	(1) 情報提供・情報公開の推進	市民が必要とする情報を迅速・確実に届けられるよう、下野市ホームページの内容充実・多機能化や電子メールによる情報提供などを推進します。
	(2) 電子市役所のためのシステムの整備	時間や場所の制約を受けず行政手続きを行えるよう、電子申請や施設予約システムなどの電子市役所サービスを推進します。
3. 安全・安心な市民生活の実現	(1) 防災・防犯に関するサービスの充実	市民がより安全な生活を営むことができるよう、防災マップの提供、防災無線システムによる情報提供などのサービスを推進します。
	(2) 保健・医療・福祉に関するサービスの充実	市民、特に障害者や高齢者がより安心して暮らせるよう、保健医療情報提供サービス、独居高齢者見守りシステムなどのサービスを検討・推進します。
	(3) 子育て支援に関するサービスの充実	市民が安心して子育てできるよう、子育てに関する情報提供を充実し、保育園・幼稚園・学童保育等の情報提供、子育て支援に関する情報提供などを推進します。
	(4) 環境にやさしいまちづくりの推進	市民が環境にやさしい行動を積極的に行えるよう、環境保全・環境美化・リサイクル等に関する情報提供を推進します。

基本的方向性	施策の方向性	具体的な事業検討の方向性
4. 行政事務の高度化・効率化	(1) 庁内情報共有の推進	業務の効率化・高度化を目指し、電子ファイルや職員スケジュールなどの職員間での情報共有を推進します。また、高水準な住民サービスを提供するため、各職員が持っている業務ノウハウ、課題解決方法などの職員間での共有、有効活用を推進します。
	(2) 市職員の情報化社会への対応能力の向上	市職員が適切で効果的にICTを利活用できるよう、職員ICT研修の充実、ICTリーダーの育成などを推進します。
	(3) 情報セキュリティ対策の徹底	情報セキュリティへの十分な対策を講じるよう、個人情報保護対策の徹底、ICT機器・ネットワークの監視などを推進します。
	(4) 市役所内事務の効率化	市役所内事務のさらなる効率化のため、地理情報システム、電子決裁システムなど業務の効率化に繋がるシステムの導入を推進します。
	(5) 情報化推進体制の強化	職員個人だけではなく、組織として情報化に取り組めるよう全庁的な情報化推進体制を強化するとともに、専門知識を持った民間の人材を活用した体制強化を検討します。
5. 地域の一体感の醸成と豊かで活力あるまちづくりの推進	(1) ICTを利活用した地域産業の活性化	事業者がICTの利活用による恩恵を享受できるよう、インターネット利用支援、産業に関する情報提供を推進します。
	(2) シティー・セールスの推進	「下野市らしい魅力ある資源」を外部へ発信できるよう、市内の自然、歴史、文化、産業、観光等のデジタルコンテンツの作成を推進します。
	(3) 市民参加の推進	市政に市民の意見を反映できるよう、市民と市職員の意見交換の促進、パブリックコメントの充実、電子アンケートの実施などを推進します。
	(4) 地域における情報交流の活発化	市民間あるいは自治会・NPO・ボランティアなどの市民団体間において、情報交流が促進されるよう、市民ポータルサイトの整備、NPO・ボランティア活動の情報提供などを推進します。

1 誰もが情報化の恩恵を享受できる情報化推進基盤の整備

(1) 情報通信基盤の充実

市内情報通信ネットワーク基盤の強化

官民一体となって、光ファイバー未整備地域(ADSL整備済みで光ファイバーが未整備の地域を含む)に光ファイバーを敷設することで市内全域のブロードバンド化を実現し、市内地域間情報格差の解消を図ります。

また、この光ファイバー網と携帯電話・紙媒体・人的ネットワーク等を有機的に連携させ、市民本位の総合的な情報ネットワークを市全域で形成します。

公共施設の情報通信ネットワーク基盤の強化

電子市役所実現のため、本庁舎と出先機関、市の施設等も含めた全庁的な情報通信ネットワーク基盤を強化します。

また、IP電話の導入による通話料の削減も検討します。

市内小中学校の校内情報ネットワーク(LAN)未整備の解消

校内LANが未整備の石橋小、古山小、石橋北小、細谷小に校内LANを整備することにより学校間情報格差を解消し、市内全小中学校での校内LAN整備を実現します。

校内LANを整備し、インターネットを活用した授業や教材の共有を行うことで、学習効果を高め、多様な学習活動が可能になります。

市内全小中学校間ネットワークの構築

市内全小中学校及び教育研究所を市の情報通信ネットワーク基盤に接続し、相互に通信が行えるようにするとともに、市の情報通信ネットワーク基盤を介してインターネットに光ファイバー接続します。

また、教育研究所にセンター機能をもたせ、教材の共有・活用、校務システムの共同利用などを検討します。

公共情報端末の設置と拡充

自宅にパソコンがない市民でも、様々な行政関連情報を手軽に入手できるよう、公共施設への公共情報端末の設置を推進します。設置にあたっては、簡単な操作で利用できるよう配慮します。

(2) 情報化社会への対応能力の向上

小中学校コンピュータ教育の推進

児童生徒の情報活用能力の育成・向上を図るとともに、情報通信機器を活用した授業を推進するため、小中学校に必要な情報通信機器を配備します。

また、電子教材の活用を推進するため、教員の情報通信機器の活用能力の向上を図り、情報教育の内容を充実させます。

市民向けＩＣＴ講習会の充実

市民生活の利便性を高める情報活用技術や情報の取扱について学習する機会である市民向けＩＣＴ講習会の充実を図ります。なお、講習会実施にあつたては、講師派遣等民間のパソコン教室との連携を図ります。

障害者のためのＩＣＴ講習会の実施

障害者にとっては、ＩＣＴが社会の様々な情報との接点となるケースも少なくないことから、障害者のＩＣＴリテラシーを向上するための基礎的な講習会を実施します。

また、ＩＣＴを利用できる障害者が企業に就職して社会参加するケースも増えており、障害者が就労に必要な情報活用技術を習得できる講習会の実施も検討します。

2 電子市役所の推進による便利さを実感できる市民サービスの実現

(1) 情報提供・情報公開の推進

ホームページの充実

常に最新の情報を掲載し、また、市民が使い易く、必要な情報を手軽に入手できるよう、ホームページのデザインを変更したり、新しい機能を追加する等、市民の意見を取り入れながら、随時改善していきます。

また、携帯電話向けページの掲載情報を充実し、サービスの向上を図ります。

ユニバーサルデザインに配慮したホームページの公開

現行のホームページには、障害を持った方や高齢者にもホームページを活用できるよう、既に音声による読み上げ機能がありますが、今後もより一層多くの方が活用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮したホームページ作成を推進します。

ホームページ運営ガイドラインの適正運用

市の各担当課や職員が、掲載情報の質の向上、量の拡充及び掲載方法の統一を図ることができるようホームページ運営ガイドラインを適正に運用します。

生涯学習情報提供の充実

生涯学習に関する情報を市のホームページで閲覧できるよう整備します。

生涯学習に関する情報には、公民館や図書館などの施設の利用情報、講座・イベント情報、サークル情報などが含まれます。

メール配信システムの導入

パソコン、携帯電話へのメールによる情報提供を目的としたメール配信システムを導入し、希望者へ「市政情報」等の情報発信を行います。

(2) 電子市役所のためのシステムの整備

市税など納付の電子化

市税や手数料、施設使用料の納付については、現在市が指定する金融機関への納付書による現金支払いや、口座振替により行っています。

今後は、市民の利便性向上のために、Pay-easy（ペイジー）によるインターネットバンキングやATMでの納付、コンビニ収納等、様々な手段による決済ができるよう検討します。

住民基本台帳カードの周知と利活用の検討

住民基本台帳カードは、顔写真付きのものについては公的な身分証明書としても使用できることから、それを市民に周知するとともに、さらなる活用方法について検討を行います。

住民票等自動交付機利用サービスの拡充

市が発行する書類のうち市民に最も身近なものは住民票であり、この住民票の発行のために市民が市役所・出張所に来る手間を省くことは、市民の利便性を向上させ、行政業務を効率化するうえでも効果的です。

今後はより市民の利便性が向上するよう、住民票等自動交付機の設置場所の検討、休日稼働や交付可能な証明書の追加の検討等、サービスの拡充を図ります。

電子申請システムの導入

従来の書面による手続きに加え、市民が窓口に出向かなくとも、インターネットを利用した申請や届出の受付を実現することにより、いつでもどこからでも行政手続きが行えるようにします。

電子申請の厳格な個人認証に必要となる個人認証基盤の構築にあたっては、県内自治体との共同利用を検討するなど、コスト削減に努めます。

かんたん申請・申込の拡充

厳格な個人認証を必要としない、あるいはID・パスワードによる利用者登録を必要としない業務の受付や申請手続きを行うために平成19年度に導入した「かんたん申請・申込システム」を拡充します。

このシステムは各種事業への参加者募集や行政への意見・問い合わせ、Webアンケートなど、さまざまな手続きに利用できます。

施設予約システムの導入

従前より、公共施設の利用は窓口や電話で申込み・問合せを行っており、平成19年度からは、市ホームページから公民館やスポーツ施設などの空き状況の確認ができるようになりました。

今後は、利用申込みを自宅などからインターネットを利用していつでも施設予約を行うことができるシステムを導入します。

導入に際しては、県内自治体との共同利用を検討するなど、コスト削減に努めます。

CALS/EC（公共事業支援統合情報システム）の利用促進

インターネットを活用して、公共事業に関連する多くのデータベースを連携するCALS/ECの利用を促進します。CALS/ECは、国もその利用を推進しており、透明性・公正性の向上、行政事務の効率化、公共施設の効率的な維持・管理の実現、公共事業の品質の確保・向上等の効果が期待されます。

調達事務の電子化

公共工事等の発注や物品の調達に関する入札広告、図面説明、入札執行、入札結果公表などの一連の流れを電子化します。

電子化により、入札・検査の事務手続きの効率化・迅速化、公正性・透明性の確保や参加者の負担軽減が期待されます。

3 安全・安心な市民生活の実現

(1) 防災・防犯に関するサービスの充実

電子メールによる防犯情報の提供

市民への防犯情報提供を、インターネットや電子メールを活用してできるよう警察との連携を図ります。

緊急時防災情報の提供

地震、洪水などの防災関連情報をインターネットを活用して市民へ提供するシステム及び電子メールを活用して関係者・関係機関へ提供するシステムを導入します(メール配信システムの機能を利用します)。

防災マップ(洪水ハザードマップ)の提供

洪水の危険度が高い地域を平常時から地域住民全体で共有することが地域防災力の向上につながることから、新たに洪水ハザードマップを作成し提供します。

洪水はわが国で最も被害額の大きい災害ですが、洪水頻発地域の地勢的特長を事前に認識することにより、危険地域や避難場所を把握することができます。その内容を市民に分かり易く伝えるツールが洪水ハザードマップです。

防災無線システムの整備

災害時や災害発生への恐れがある場合に、いち早く正確な情報を地域住民に伝達できる「防災無線システム」の整備を推進し、災害発生時等の緊急対応や復旧などに迅速に対応できる仕組みを検討します。

消防通信の拡充

消防署、消防分署などの情報通信ネットワークを拡充し、迅速かつ適切な情報提供を支援するシステムの導入を消防組合へ要請します。

消防団への電子メールによる情報提供

火事・災害情報を、インターネットにより24時間態勢で迅速に市民に配信するほか、消防団員及び関係者・関係機関に電子メールで情報を提供するメール配信システムの導入を消防組合へ要請します。

地域児童見守りシステムの整備

登下校時における児童の安全・安心を確保するため、児童にICタグを携帯させ、通学路上に設置したICタグリーダにより、児童の居場所確認を実現するとともに、緊急時には警察関係者、保護者、地域住民等が現場に素早く駆けつけ、犯罪の未然防止・早期救済を可能とする環境の構築を検討します。

(2) 保健・医療・福祉に関するサービスの充実

保健医療情報提供の充実

市のホームページから医療機関のホームページへのリンク作成、電子メール等による情報提供など、保健医療に関する情報提供の拡充を図ります。

市民の健康意識は高まっており、インターネットによる相談等生活習慣の改善に対するニーズに対応できるようなサービスの向上を図ります。

福祉サービス情報の提供

市のホームページ上で市民が利用可能な各種福祉サービス、医療費助成、各種手当や施設の情報を提供するとともに、情報の一元化を目指します。

福祉サービス・・・高齢者、障害児・者（身体、知的、精神）、生活保護

医療費助成・・・子ども、重度心身障害者、ひとり親、妊産婦

各種手当・・・児童手当、児童扶養手当など

また、市民が利用する際に参考とすることができるよう、事業者に対する第三者評価結果を公表しているホームページ等にリンクします。

さらに、受給できる手当等の額やサービスを利用する際の費用などの試算検討ができる仕組みの導入を検討します。

高齢者の見守りシステム等の整備

今後増加するひとり暮らし高齢者に対し、孤独感の解消と安否確認を図るため、現在の安否確認システムの機能をさらに充実させるとともに、ボランティア等と協力し、地域包括支援センターを核としたコミュニケーション型のひとり暮らし高齢者見守りシステムへの発展を検討します。

また、GPSを活用した徘徊高齢者の検索システムの導入を進めます。

保健・福祉情報共有システムの整備

保健福祉部門では、様々な相談が日常的に行われており、また、相談者は複数の部署に係わるが多くなっています。

これらの相談記録情報等をデータベース化し、関係部署間で共有化することで、個人情報の取扱には十分配慮しつつ、個々のニーズに的確に対応できるようなシステムの導入を検討します。

救急医療情報提供の充実

救急医療情報を市のホームページに掲載し、休日当番医等の情報をパソコン・携帯電話へ電子メールで配信します（メール配信システムの機能を利用します）。

また、関係機関と連携した情報提供の拡充及び医療・保健情報の一元化に向けて検討します。

(3) 子育て支援に関するサービスの充実

保育園・幼稚園・学童保育等情報提供の充実

市ホームページ上の保育園・幼稚園・学童保育等の施設情報・申込み方法等に関する情報を拡充します。

子育て支援情報の提供

市のホームページ上で、子育て・育児支援に関する様々な情報を提供します。

(4) 環境にやさしいまちづくりの推進

環境保全・環境美化促進に関する情報提供の充実

環境保全や環境美化、まちづくりに関する市民の意識の向上を目指し、市ホームページから地球環境問題や生活に身近な廃棄物問題などの環境情報を提供します。

リサイクルの推進に関する情報提供の充実

循環型社会を推進するため、インターネットを介し市民間でのリユース(再利用)の促進やリサイクル(再資源化)のためのごみ分類表などの検索システムの導入を検討します。

4 行政事務の高度化・効率化

(1) 庁内情報共有の推進

庁内情報共有化の強化

文書の作成から保存、廃棄にいたる一連の流れ及び経営資源としての情報を一元的に管理するために平成 19 年度に導入した文書管理システムを今後も適正に運用し、さらなる庁内情報共有の強化を図ります。

また、合併時に導入したグループウェアの有効活用を促進します。

庁内 LAN を活用して全職員がこれらシステムを利用できるようにし、庁内の情報共有と事務処理の効率化を図ります。

ナレッジデータベースの構築

職員の知識・知恵・経験及び市民からの要望などの情報は、重要かつ貴重な情報であり、これらを有効に活用するために、組織的に情報を共有するナレッジデータベースの構築を検討します。

ナレッジデータベースの構築を推進するためには、適切な個人情報保護措置を講じる必要があります。

(2) 市職員の情報化社会への対応能力の向上

職員 ICT 研修の拡充

電子市役所の実現には職員の ICT 対応能力の向上が必須であり、ICT 研修の継続的な実施、内容の拡充を実施します。

ICT リーダーの育成

各職場単位で自主的に情報能力の向上を図る中心人物となる ICT リーダーを育成するための研修等を実施します。

(3) 情報セキュリティ対策の徹底

セキュリティポリシーの見直し、徹底

セキュリティポリシーについては、平成 18 年度に、職員の意識向上、ウイルス対策、緊急時対応など、国のガイドラインを踏まえた総合的セキュリティポリシーを策定しました。

今後は、同ポリシーの適正な運用に努めるとともに、具体的な対策・手順を定め、職員に周知徹底します。

個人情報保護対策の徹底

個人情報保護条例を適宜見直し、情報の漏洩などを防止するための措置、情報の適切な取扱を確保します。

ネットワーク及びシステム監視機能の強化

ネットワークやシステムの障害及びその予兆を早い段階で発見し、対応するための監視機能の強化を図ります。

(4) 市役所内事務の効率化

L G W A Nシステムへの対応

L G W A N (総合行政ネットワーク) の電子メール、電子文書交換等のサービスを有効活用するとともに、行政間の情報交換や情報共有を推進します。

地理情報システム (G I S) の整備

都市計画、固定資産税、道路管理、水道管理など地図を利用する業務において、現在各担当課で管理している地図情報をデータベース化し、一元的な管理のもと、組織を横断した利用を実現する地理情報システムの導入を検討します。

また、公開可能な地図情報については、ホームページでの公開を推進します。

電子決裁システムの順次導入

既に導入している電子決裁基盤を活用し、意思決定の迅速化と事務の効率化を図ります。また、今後は電子決裁の対象範囲を拡大します。

既存ネットワーク及びシステムの最適化

費用対効果の分析や各システムの業務フローを見直すことで、基幹システム、情報系システムの最適化を図ります。例えば、現在物理的に2系統のネットワークに分離されている両システムを、物理的に1系統に集約し論理的には2系統に分離するなどの手法により、ネットワーク維持費用削減するなどの最適化を検討します。

また、その他の個別システムについては、個人情報保護対策上問題のないシステムから、順次、情報系システムに統合することを検討します。

(5) 情報化推進体制の強化

全庁的推進体制の強化

電子市役所を構築し、ICTを利用した行政サービス提供を効率的・効果的に運営するために、情報部門の機能を強化します。

特に、電子市役所を効果的に運用するためには、現在の業務をそのまま電子化するのではなく、業務を全面的・抜本的に見直し、大胆な簡素化を実施することが必要な場合もあることから、市行政改革推進本部との連携を強化し、情報化による業務改革を推進します。

専門知識を持った民間人材の活用

効率的・効果的に電子市役所を実現・運用するために、企画・計画・実施・運用の各段階において総合的にアドバイスを受けられる民間コンサルタントの活用やCIO補佐官の外部登用など、専門知識を持った民間人材の活用を検討します。

5 地域の一体感の醸成と豊かで活力あるまちづくりの推進

(1) ICTを利活用した地域産業の活性化

商店街ICT化への支援

インターネット等を利用した商店街情報の提供、販売サービス情報のネットワーク化の促進や電子商取引システム、電子マネー事業の導入に関する支援を実施・検討します。

農業者対象パソコン講習会の拡充

市内農業者を対象にパソコン講習会を実施し、農業者の経営能力やICTリテラシーの向上を図ります。

観光情報提供の充実

市の観光情報の提供やイベントの動画配信を、インターネットを介して実施することで、観光客誘致力の向上を図ります。

事業所のインターネット利用支援

関係機関と連携し、事業所がインターネットを利用できるよう支援します。インターネットを利用した事業所のPRや受発注は、市外の顧客獲得やコスト削減等のメリットが期待されます。

農業関連情報の提供

農業の効率化や高度化を支援するための情報及び市の地場の特性を活かした農産物の販売に関する情報等の提供を、インターネット等を介して積極的に推進します。

(2) シティー・セールスの推進

地域資源デジタルコンテンツの作成と発信

市の特徴でもある下野国分寺・薬師寺跡や古墳等の発掘資料など、「下野市らしい魅力ある資源」を外部へ発信できるよう、市内の自然、歴史、文化、産業、観光等のデジタルコンテンツの作成、情報発信を検討します。

(3) 市民参加の推進

電子市民会議室システムの導入

市民と市民、市民と市が、まちづくりや市政の課題について自由に意見や情報を交換できるように、インターネットを利用した電子市民会議室の導入を検討します。

パブリックコメント制度の充実

市の政策決定過程への市民参加を促進するため、パブリックコメント制度により、施策等の案の段階での意見募集を行っています。また、市のホームページや電子メールでの意見募集を実施しています。

今後はICTを活用した市民への周知方法、活用方法等を検討し、この制度の充実を図ります。

電子アンケートの実施

電子広聴の一環として、特定のテーマに関するアンケートをホームページ上で実施し、結果を公開します。

(4) 地域における情報交流の活発化

自治会・NPO・ボランティア活動情報の提供

地域を支える自治会・NPO・ボランティア活動やまちづくり情報について市民に情報提供できる場を構築します。

小中学校の関係者間のコミュニケーション促進

地域により開かれた学校づくりを目指すため、ICTを利用し学校通信や行事予定などの情報を保護者・地域住民に提供するなど、学校・保護者・地域間のコミュニケーションの促進を図ります。

市民ポータルサイトの整備

地域情報の総合案内の役目を果たす市民ポータルサイトの構築を検討し、必要な情報が簡単に入手できる環境を整備します。

VI 地域情報化推進のために

1 推進体制の強化

(1) 「下野市地域情報化推進協議会（仮称）」の設置

本計画の効果的な推進のためには、市民、各種団体、事業所等市内の民・学・産・官が協力、連携することが不可欠です。

そのため、これらの代表者を構成員とする「下野市地域情報化推進協議会（仮称）」を設置し、市全体で地域情報化を強力かつ柔軟に推進します。

(2) 情報化推進本部の機能強化

本市では効率的かつ計画的に地域情報化を推進できるよう、全庁横断的な組織である「情報化推進本部」及びその所掌事務を分担し情報化を推進する「専門部会」を設置しています。推進本部は、平成 19 年度当初、本部長を副市長から市長に変更し機能の強化を図ってきました。

今後は更に、本計画に掲げられた施策を着実に推進するために、下野市地域情報化推進協議会（仮称）及び本推進本部の両組織を牽引する役割を果たす事務局機能などの内部体制を充実させる等、本部機能を強化します。

【本部委員会】

構成員	本部長：市長 副本部長：副市長 委員：教育長、総務企画部長、市民生活部長、健康福祉部長、経済建設部長、上下水道部長、議会事務局長、教育次長、会計管理者
役割	・情報化を推進するための基本的な計画の策定、施策の総合的な推進 ・情報化推進のために必要な事項の検討
事務局	企画財政課

【専門部会】

部会名	部会長	事務局
総務企画部会	総務企画部長	総務課
市民生活部会	市民生活部長	生活課
健康福祉部会	健康福祉部長	社会福祉課
経済建設部会	経済建設部長	産業振興課
上下水道部会	上下水道部長	水道課
教育部会	教育次長	教育総務課

図表 33 平成 19 年度における情報化推進本部委員会と専門部会の体制

2 人材育成

情報化による行政サービスの向上及び行政事務の高度化・効率化を図るためには、これら
を扱う職員の情報リテラシー向上が重要となります。

特に、今後地域情報化を推進するためには、庁内システムに関する知識はもちろん、「情
報システムの立案・評価」、「外部委託業者の選定・進捗管理」、「情報セキュリティ監査」な
ど情報化に関する幅広い能力が求められます。

3 広域連携の推進

市民・事業者等の生活・活動圏の広がりに対応した行政サービスの向上や情報システムの
共同整備によるコスト削減等を図るため、近隣自治体等との連携・協力関係を強化し、市町
の枠を超えた自治体間のネットワーク化を推進します。

なお、栃木県内では、栃木県と県内市町により「栃木県市町村情報化推進協議会」を設
置しています。今後は、同協議会による情報システムの共同利用を積極的に推進します。

4 情報セキュリティ対策

本市では、保有している情報資産に関する総合的かつ具体的なセキュリティ対策規程とし
て、平成 18 年 11 月に「下野市情報セキュリティ基本方針」を策定いたしました。

今後は、定期的な情報セキュリティ研修や情報セキュリティ監査及び適宜規程を見直すこ
とで、規程の有効性維持及びセキュリティ強化を図る必要があります。

5 個人情報保護対策

本市では、下野市個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取扱いを行うことにより、
市民の権利及び利益の保護に努めています。

今後、情報化の進展に伴い、電子化された個人情報を扱う機会が増えることが予想される
ため、個人情報の適切な取扱いや職員の意識向上を図り、一層の個人情報保護に努める必要が
あります。